

Neo-Futuristic World Fund

近未来世界ファンド

追加型投信/内外/株式

愛称:ザ・フューチャー・エイト

THE FUTURE 8

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	債券 (その他債券)	年1回	グローバル (日本を含む)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この目論見書により行う「近未来世界ファンド」(以下、「ファンド」または「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月2日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

リクソー投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第415号

設立年月日: 2007年4月6日 資本金: 498百万円(2017年1月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 3,246億円(2017年1月末現在)

電話番号 03-6777-6900 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <http://www.lyxor.co.jp>

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的

「ザ・フューチャー8指数」(以下、「参照指数」といいます。)のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する円建て債券(以下、「パフォーマンス連動債」といいます。)へ投資を行うことにより、参照指数の投資成果を獲得することを目指します。

ファンドの特色

1 参照指数の投資成果獲得を目的とするパフォーマンス連動債への投資を通じて、世界各国の上場企業の中から近未来の世界を新技術で形作る革新的な企業の株式に投資を行います。

- 今後の成長が期待できる8つのテーマを対象とします。
- それぞれのテーマの中から、近未来の世界を新技術で形作る革新的な企業を選びます。
- さらに、常に新しいテーマを発掘し、投資テーマの入替えを行います。

※当ファンドでは、「ファンドの特色2」に記載の方法により選択された銘柄で構成される参照指数の投資成果を獲得することにより、上記企業の株式への実質的な投資機会を提供します。

2 参照指数の構成銘柄の選定にあたっては、ギャブカル・リサーチ・リミテッドの研究情報を活用します。

- 香港の研究会社「ギャブカル・リサーチ・リミテッド」(以下、「ギャブカル社」といいます。)の研究情報を活用し、フランス最大級のユニバーサルバンク「ソシエテ・ジェネラル」が指数スポンサーとして開発したルールに基づき、参照指数の構成銘柄を選定します。
- ギャブカル社は、今後の成長が期待できると考えられる8つのテーマを発掘し、それらの中から近未来の世界を新技術で形作る革新的な企業をリサーチします。
- 原則として、四半期毎に参照指数の構成銘柄の見直しを行います。

3 当ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色



ファンドの特色

● 今後の成長が期待できる8つのテーマ

交通 TRAVEL



- **自動運転**：将来、自動運転車のシェアは世界の新車販売台数の数割に達すると予測される。
- **超伝導リニア**：車両に搭載した超電導磁石と地上コイルの間の磁力によって、車両を浮上させ、超高速で走行する鉄道。

コンピューター COMPUTER



- **AR (拡張現実)、VR (仮想現実)**：現実世界を拡張したり、仮想世界を作り出す可視化技術。
- **ビッグ・データ&A.I.**：A.I.(人工知能)の飛躍的な進化に伴い、これまで解析困難であったデータも活用可能に。
- **IoT (モノのインターネット)**：冷蔵庫やエアコンなどの「モノ」がインターネットにつながることでより様々な場所で使用できる。

エネルギー ENERGY



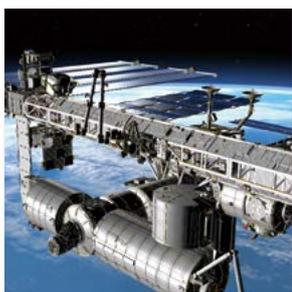
- **代替エネルギー**：太陽光・風力・波力など化石燃料や原子力に代替しうるエネルギー。
- **メタンハイドレード**：二酸化炭素排出量が少なく、将来の環境対策に有効なエネルギーとして期待される。
- **燃料電池**：水素と酸素を化学反応させて発電させるため、発電効率が非常に高いエネルギーとして期待される。

金融 FINANCE



- **フィンテック**：モバイル決済などのテクノロジーを駆使した金融サービス。
- **ビットコイン**：国家単位で運営されている通貨と同様に、経済活動を円滑に進めることが可能な仮想通貨。
- **ロボアドバイザー**：ロボットが最適な資産運用をアドバイスしてくれる。

宇宙 SPACE



- **衛星技術**：従来、宇宙開発は政府主導であったが、最近では中小企業やベンチャー企業による超小型の衛星開発等、産業の裾野が拡大している。
- **宇宙旅行**：火星移住への応募が世界中から20万人に達するなど宇宙がより身近に。
- **資源探索**：月や小惑星などから希少金属を採取し地球で利用可能に。

医療 MEDICAL



- **iPS細胞**：体の一部から採取した細胞をiPS細胞に変化させることで様々な臓器を作り出す再生医療技術。
- **ナノ医療**：がん細胞だけを狙い撃ちするカプセルへの応用など新たながん治療法として期待される。
- **癌治療**：免疫細胞を再活性化してがん細胞を退治する薬など人類の課題とも言えるがん克服に近づきつつある。

製造業 MANUFACTURING



- **ロボティクス**：人間に代わりロボットが作業を行うことで効率的な生産が可能に。
- **全自動化工場**：全ての生産工程が自動化された無人の工場。
- **ナノ・テクノロジー**：カーボンナノチューブなどナノスケールの技術が様々な分野に応用可能。

農業 AGRICULTURE



- **全自動化農場**：全ての生産工程が自動化された無人の農場。
- **天候管理**：気候予測情報システムを用いて気候の影響を軽減可能に。
- **畜産モニタリング**：子牛の健康をモニタリングするなど死亡リスクを軽減。

時点：2017年2月現在

※上記の情報は、当ファンド設定時に想定される8つのテーマの概要を例示したものであり、テーマは変更される場合もあります。また、これらすべてのテーマが必ずしも投資先の銘柄を示唆するものではなく、当ファンドによる投資を示唆または保証するものではありません。

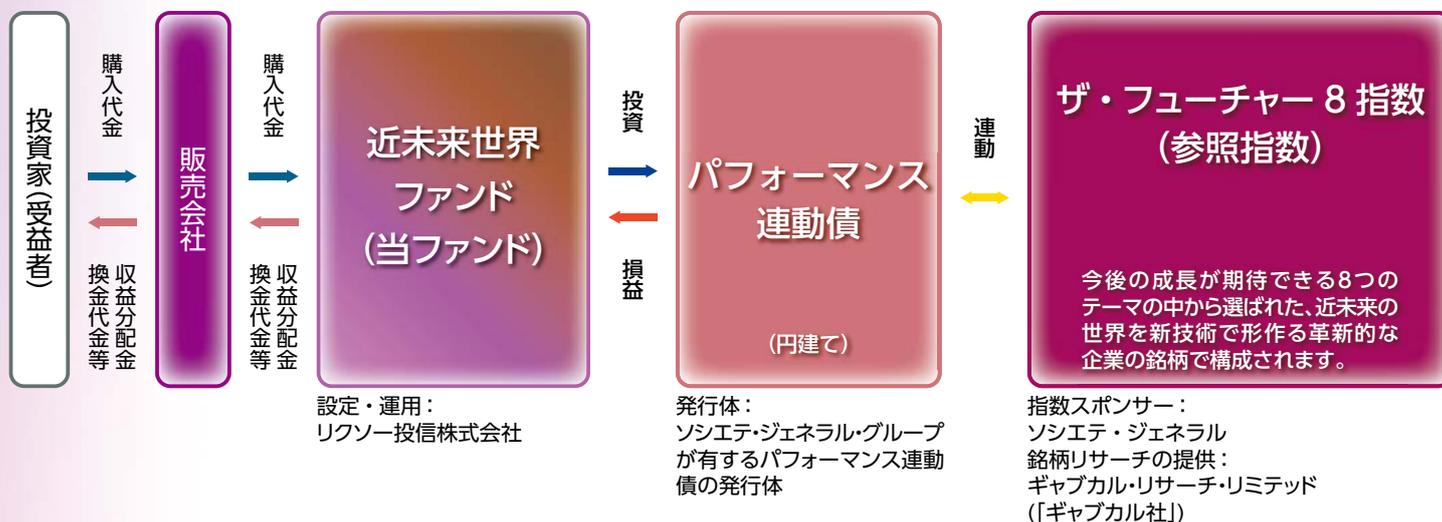
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

ファンドの目的・特色



ファンドの仕組み

パフォーマンス連動債に投資し、原則として高位に組み入れることにより、参照指数の投資成果を獲得することを目的とします。



投資態度

- パフォーマンス連動債への投資にあたっては、一般社団法人投資信託協会規則(以下、「協会規則」といいます。)に則り、以下の方針に基づいて信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図ります。
 - ・パフォーマンス連動債への投資比率は、原則として高位を維持します。
 - ・パフォーマンス連動債への投資は、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないことを条件とします。
- パフォーマンス連動債への投資を通じて実質的に投資している、参照指数を構成する外貨建て表示の株式(外貨建資産)等に対する為替ヘッジは行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。この場合には上記の投資目的が達成されない場合があります。

ファンドの分配方針

- 毎決算時(原則、12月10日。休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)への直接投資は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、**これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。**なお、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

基準価額の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクをあらわしたものではありません。

● 価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、参照指数のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、参照指数は国内外の株式で構成される指数です。このため、指数を構成する銘柄の株価変動は参照指数の動きに影響を与え、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。参照指数の下落(上昇)はパフォーマンス連動債の価格の下落(上昇)要因となり、結果としてファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。

● 為替変動リスク

ファンドは、パフォーマンス連動債への投資を通じて実質的に投資している、参照指数を構成する外貨建て表示の株式(外貨建資産)等に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨が対円で下落(上昇)した場合には、日本円表示の参照指数およびパフォーマンス連動債の価格の下落(上昇)要因となり、ファンドの基準価額の下落(上昇)要因となります。

● 銘柄集中リスク

ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組み入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。

● 信用リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
また、ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があり、結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

● 流動性リスク

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることにより流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合やパフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、パフォーマンス連動債が参照する参照指数の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合等には、パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

その他の留意点

● 収益分配金に関する留意事項

- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

● パフォーマンス連動債への投資に伴う信用リスクの管理について

ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債には、担保資産を保有すること等により、協会規則の規定に基づき計算される一の者に係るエクスポージャーが10%を超えないための仕組みを講じており、ファンドは協会規則に則り信用リスクを適正に管理することにより、信用リスクの分散を図っています。

● 参照指数の投資成果への追従について

ファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組み入れ、参照指数の投資成果に追従することを目指しますが、ファンドの追加設定や一部解約などへの対応に伴うパフォーマンス連動債の組入比率の変動、信託報酬の支弁、参照指数とパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、必ずしも、ファンドの運用実績が参照指数の投資成果に追従するものではありません。

● クーリング・オフについて

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

● その他

資金動向、市況動向等によっては、ファンドが目的とする運用が行えない場合や、ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

リスクの管理体制

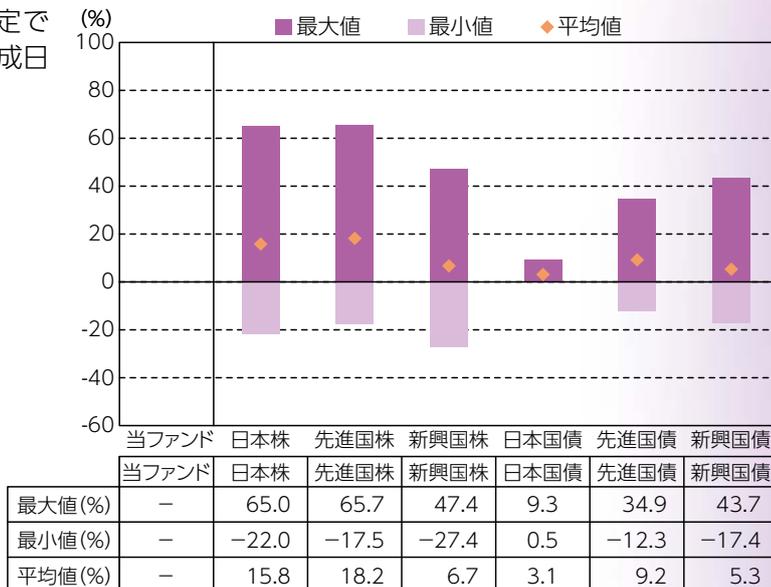
リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。コンプライアンス部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは2017年4月18日より運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を有しません。したがって、本書作成日現在、記載すべき事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(期間：2012年2月～2017年1月)



「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」について

- すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスについては2012年2月から2017年1月までの5年間の各月末における年間騰落率の平均・最大・最小を表示しています。
- 当ファンドについては、設定前であるために掲載していません。

各資産クラスの指数について

- 日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 MSCI Kokusai (World ex Japan) Index(配当込み、円ベース)
- 新興国株 MSCI EM (Emerging Markets) Index(配当込み、円ベース)
- 日本国債 NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。
 MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
 NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
 シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
 THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

運用実績



当ファンドは、2017年4月18日から運用を開始することを予定しています。このため、以下に記載すべき該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

● 基準価額・純資産の推移

● 分配の推移

● 主要な資産の状況

● 年間収益率の推移

当ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページ等で開示する予定です。

銘柄リサーチの提供：ギャブカル社について

- ギャブカル社はシャルル・ギャブ、アナトーレ・カレツキー及びルイ=ヴァンサン・ギャブにより2001年に設立された独立した金融リサーチ会社です。
- 独自のグローバル・マクロ、中国及び日本に特化した投資情報リサーチを世界で30カ国、850を超える投資家に提供しています。
- 香港を拠点とし、米国のデンバー及びベルビューにオフィスを構え、50名を超える従業員で構成されています。
- 資産運用残高は、約14億2千万米ドル(≒1,488億円)*となっています。



【主要メンバー】



シャルル・ギャブ
1971年よりマクロ・リサーチに従事、会長を創設時より務める



アナトーレ・カレツキー
英国エコノミスト誌の記者出身
『資本主義4.0～新しい経済の生誕』の著者
(サミュエル・ジョンソン賞受賞)



ルイ=ヴァンサン・ギャブ
ロボ・グローバル社のアドバイザーボードメンバーを兼任

※：2016年10月末現在。1米ドル=104.82円として換算。アドバイザーも含む。

ソシエテ・ジェネラル(指数スポンサー)

ソシエテ・ジェネラルは、1864年に設立されたユーロ圏最大級の金融サービスグループです。多角的なユニバーサルバンキングモデルに基づき、世界66カ国の拠点に在籍する14万5,000人の社員が3,100万のお客さまのパートナーとして日々の業務を行っています。格付けは、A2(ムーディーズ)、A(S&P)、A(フィッチ)と金融機関としてはトップレベルの評価をいただいています。(2016年12月末現在)



出所：ソシエテ・ジェネラル

パリのソシエテ・ジェネラル本社タワー

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	【当初申込期間】1口あたり1円 【継続申込期間】購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
購入・換金の申込受付日と申込不可日	原則として、お申込み日から起算してファンド営業日が2日間連続(土曜日および日曜日については、これらの日を挟む場合にも連続しているものとみなします。)する場合に、当該日での購入・換金のお申込みを受付けます。ただし、国内外の祝休日の状況によっては、当該日でのお申込みの受付を行わない場合があります。 ※「ファンド営業日」とは、日本の営業日であり、かつ、ニューヨーク証券取引所およびユーロネクスト・パリが営業している日をいいます。日本の営業日は単に「営業日」といいます。
申込締切時間	【当初申込期間】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】原則として、午後3時まで販売会社が受付けたものを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	【当初申込期間】平成29年3月21日から平成29年4月17日まで 【継続申込期間】平成29年4月18日から平成30年3月9日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、パフォーマンス連動債の値付け業務や売買等の制限・中止・延期、参照指数の算出・公表等の遅延・停止、その他やむを得ない事情があるときには、購入・換金のお申込みの受付を制限・中止する場合があります。また、既に受付けた購入・換金のお申込みを取消しする場合があります。
信託期間	平成29年4月18日から平成39年12月10日まで(約10年8ヵ月)
繰上償還	次の場合等には、繰上償還する場合があります。 ● 投資信託契約締結日(平成29年4月18日)から1年を超えた日以降において、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ● パフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合 ● 参照指数の算出・公表等が停止した場合 ● 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ● やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、12月10日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期の決算日は平成29年12月11日です。
収益分配	年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約により、収益分配金を税引き後、再投資することもできます。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

手続・手数料等



■ ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 4.32% (税抜4.0%) を上限として販売会社がそれぞれ定める料率を乗じて得た額 ※購入時手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明・情報提供等、ならびに事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。				
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に次の率を乗じて得た額		※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	純資産総額	合計	＜信託報酬の支払先の配分および役務の内容＞		
			委託会社 (ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等)	販売会社 (購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等)	受託会社 (投資信託財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等)
	50億円以下の部分	0.594% (0.550%)	0.270% (0.250%)	0.270% (0.250%)	0.054% (0.050%)
	50億円超、100億円以下の部分	0.540% (0.500%)	0.216% (0.200%)		
100億円超の部分	0.486% (0.450%)	0.162% (0.150%)			
※信託報酬率は年率(カッコ内は税抜き) ※ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。					
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 組入有価証券等の売買に要する費用や保管費用等 ※運用状況等により異なり、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額等、またはこれらの計算方法を記載することはできません。 ● 監査費用として、純資産総額に年0.0108% (税抜 年0.01%) の率を乗じて得た額を上限に実費の額 ※監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。 ● 法定書類等の作成に要する費用等として、純資産総額に年0.108% (税抜 年0.1%) の率を乗じて得た額を上限とする額 ※監査費用および法定書類等の作成に要する費用等に関しては、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払われます。上記は主なその他の費用・手数料であり、これらに限定されるものではありません。その他の費用・手数料の詳細については請求目論見書をご覧ください。 当ファンドでは直接支払うことはありませんが、パフォーマンス連動債の評価額算出にあたっては債券管理費用として、参照指数においては指数費用として合計0.40% (年率) が考慮されます。また、その他の費用が生じる場合もあり、これらの費用は当ファンドの基準価額に影響を与えます。				

投資者の皆様の負担となる手数料(費用等)の合計額については、保有期間等により異なりますので記載することができません。

● 税金

- 税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は、平成29年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

